

第3回検討部会メモ

2016・8・31 石戸谷

政策3 消費生活の安全・安心の確保

○ 消費者基本計画における「消費生活の安全の確保」

消費生活の安全の確保は、消費者行政のなかでも優先度が特に高い分野になる。国消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、その第4章に「5年間で取り組むべき施策の内容」をまとめ、工程表を策定している。その構成は次のとおりとなっていて、消費者の安全の確保の分野を最初に掲げている。

- ① 消費者の安全の確保
- ② 表示の充実と信頼の確保
- ③ 適正な取引の実現
- ④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
- ⑤ 消費者の被害救済、利益擁護の枠組みの整備
- ⑥ 国や地方の消費者行政の体制整備

上記の消費者基本計画を策定するに際し、消費者行政を体系的に推進するに当たり、その構成をどう捉えるかについては議論があった。まず消費者の安全の確保を掲げているのは、言うまでもなく消費者の生命・身体被害という被侵害利益の重要性からであり、回復不可能なこの被害を防止するという優先度の高さからでもある。

○ 現行東京都消費生活基本計画における「商品やサービスの安全・安心の確保」

現行基本計画は、「政策課題3・商品やサービスの安全・安心の確保」として、次の内容が盛り込まれている。

- ① 3-1 安全な商品とサービスの確保
(具体的施策は3-1-1から3-1-16まで16項目)
- ② 3-2 インターネットの普及拡大に伴う安心の確保
(具体的施策は3-2-1から3-2-3まで3項目)
- ③ 3-3 誰もが安心できる消費生活の実現
(具体的施策は3-3-1から3-3-17まで17項目)
- ④ 3-4 生活関連商品や資源エネルギー等の価格変動への対応
(具体的施策は3-4-1、3-4-2の2項目)
- ⑤ 3-5 震災時等における生活物資等の確保
(具体的施策は3-5-1、3-5-2の2項目)

以上のように、国の場合の「安全の確保」よりもかなり広い意味で「安心・安全の確保」が用いられており、その結果多様な内容を含むものとなっている。

なお、国の基本計画の前掲「①消費者の安全の確保」の細目は、以下の内容である。

- i 事故の未然防止のための取り組み、
- ii 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止、
- iii 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止
- iv 食品の安全性の確保

この点については、これまでの審議会でも、もうちょっと工夫できないかという趣旨の意見が出ていたところである。

(例えば、第22次・第2回総会の橋本委員は、タイトルと具体的施策の関係がわかりにくいので、入れ物を変えてしまうのが難しければ重複してもいいので他の課題にまたがったものはまたがって書くなど、消費者目線で具体的に困った問題と計画での対応をわかりやすくなるようにとの意見を述べており、同じ日の第2回部会での丸山委員は(注・その段階では7項目)政策課題3は7項目あるのが少し多いというか、散漫な印象を受けるなどと述べている)。

今回提出の資料5は、まさに安全の確保の点についての内容で、次期基本計画のポイントの一つになる部分である。このほかに現行の政策3に盛り込まれている内容もこの項目に入るという前提なのであれば、それらを整理し直すか、現行の基本計画の枠組みを変えない場合には「消費者の生命・身体被害から守る」という政策を重視して取り組むという点が消費者にも容易に理解できるような配慮が必要ではないか。

○ 商品等安全対策協議会について

商品・サービスの安全、危害防止の問題は、消費者庁創設の際にも大きなテーマになり、またその後も重要課題であり続けている。つまり、まだまだ課題が多い分野である。

こうした国の対応に課題が多いなかで、東京都の商品等安全対策協議会の取り組みは充実したもので、高く評価できる。

こうした取り組みが確実に効果をあげることが大事なので、「課題・検討すべき事項」として、過去に取り組んだ効果検証が十分でないとして、事故防止に向けた継続的な取り組みを検討する必要があるとしていることは、適切な課題設定と考える。国の取り組み状況の把握を含め、次期計画の重要な政策課題として推進することに賛成する。

○ 関連する問題

過去の取り組みの効果検証の重要性は、商品等安全対策協議会の問題に限ったことではない。

第2回部会の政策2（不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成）では「課題・検討すべき事項」において、国等への働きかけを行っていくとの点を検討したが、そこで述べた意見にも共通する。

過去に東京都から国に対して意見のうち、法整備に結び付いたものもあるし、動

きが乏しくそのままになっているものもある。後者については、フォローが必要である。

少々敷衍すると、進捗しない原因が事実の問題である場合には、事実関係の説明が必要になる。自治体の場合は法執行において常に現場の問題に直面しているが、国の場合はそれよりも距離感があり、問題となる事実そのものの把握が十分にできない場合がある。こうした場合には、事実関係を捨象して問題と対策だけ切り出した意見を出すだけだと、速やかな推進力にならない。

また、進捗しない原因が法制度上の問題にある場合（消費者法の分野に止まらず、多くの分野における基本的な問題に関連する場合等）には、速やかな実現が困難であることがあり、そのような場合においては法整備までの間、問題への対応として都のほうで独自の追加的措置を検討したほうが良いと考えられることがある。

いずれにしても、国に対して意見や要請を出すことは重要であるが、その後のフォローもまた重要であることは、商品等安全対策協議会の場合と変わらない。

○ 関連問題・国との双方向の取り組みの工夫

上記の点と、「課題・検討すべき事項」での「過去の取り組みの効果検証」「危害・危険に関する情報源の充実」に共通する問題として、国との関係の問題がある。

前回は述べたが、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）は、国・地方一体となった消費者行政の強化を目指すとしているものの、具体策は十分ではない。

とりわけ、安全の確保は優先度が高い分野であり、国は一元的に情報を収集することとしているが、収集・分析・対応等の段階において自治体との連携が必要な場面もあるので、これを契機に双方向の取り組みを推進する仕組みの構築を検討することに賛成である。